

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
100	児童福祉法による療育の給付(結核児童に対する療育の給付)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、児童福祉法による療育の給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岡崎市長

公表日

令和6年4月1日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	児童福祉法による療育の給付(結核児童に対する療育の給付)に関する事務
事務の概要	<p>児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)に基づき、長期の療養を必要とする結核児童に対する医療費、日用品費等の支給に関する事務として次の手続きを行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答を行う。 2 療育の給付を行うことに決定したときは、療育券を申請者に交付し、かつ療育券に記載した指定療育機関にその旨を通知する。 3 療育の給付を行わないことに決定したときはその旨と理由を通知する。 4 児童福祉法第56条第2項の規定により自己負担額を徴収する。 5 公費負担医療の請求管理を行う。 6 療育給付の履歴の管理を行う。 <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)療育の給付の際の申請の審査に係る事務 (2)自己負担額認定に係る事務 (3)他の法律による医療費に関する給付との調整に係る事務 (4)支給認定の履歴の管理を行う。
システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 専用システムなし(紙、ワード、アクセス管理) 2. 結核・感染症発生動向調査システム 3. 住民健康管理システム 4. 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 5. 中間サーバー 6. 住民基本台帳ネットワークシステム 7. 宛名管理システム 8. 住民記録システム(既存住民基本台帳システム) 9. 保険者専用ネットワークシステム(ファイル授受システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
<ol style="list-style-type: none"> 1 療育の給付情報ファイル 2 結核患者登録票 	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表第1の7の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>< 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の16の項</p> <p>【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の26の項、87の項</p> <p>【23_児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報】</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	保健部生活衛生課
所属長の役職名	生活衛生課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部生活衛生課 0564-23-5082
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部生活衛生課 0564-23-5082
-----	--

しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	----------------------------

しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月23日	関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第275号。以下「番号利用法」という。)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号利用法」という。)	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため(誤字脱字の修正等)
平成30年3月23日	関連情報 3. 個人番号の利用	1. 番号利用法第9条第1項、別表第一7項及び番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第7条第2号	1. 番号利用法第9条第1項、別表第一の7の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条第2号	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため(誤字脱字の修正等)
平成30年3月23日	関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第7号、別表第二第16の項及び番号利用法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第12条第2項 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号、別表第二第26の項、第87の項及び番号利用法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1項ホ、第44条第1項ホ	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第7号、別表第二の16の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12条第1項第2号 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号、別表第二の26の項、87の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号ホ、第44条第1号ホ 【23】児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報】	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため(誤字脱字の修正等)
平成30年3月23日	しきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年3月23日	しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 所属長の役職名	生活衛生課長 糟谷 慶一	生活衛生課長	事後	
平成31年4月1日	しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年4月1日	しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年4月1日	リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	-	基礎項目評価書	事後	
平成31年4月1日	リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通)	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	リスク対策 3. 特定個人情報の使用	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	-	十分である	事後	
平成31年4月1日	リスク対策 8. 監査	-	自己点検、内部監査	事後	
平成31年4月1日	リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	-	十分に行っている	事後	
令和2年10月1日	しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年1月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年10月1日	しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年1月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 部署	保健部生活衛生課	保健部保健予防課	事後	
令和3年4月1日	関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 所属長の役職名	生活衛生課長	保健予防課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部生活衛生課	〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部保健予防課 0564-23-5082	事後	
令和3年4月1日	関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部生活衛生課(0564-23-6714)	〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部保健予防課 0564-23-5082	事後	
令和3年9月1日	関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	・番号利用法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号、別表第2 【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第7号、別表第二の16の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12条第1項第2号 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号、別表第二の26の項、87の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号ホ、第44条第1号ホ	・番号利用法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号、別表第2 【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号、別表第二の16の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12条第1項第2号 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号、別表第二の26の項、87の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号ホ、第44条第1号ホ	事後	法改正に伴う修正であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年4月1日	関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号利用法第9条第1項、別表第一の7の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条第2号	番号利用法第9条第1項 別表第1の7の項	事後	
令和4年4月1日	関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	・番号利用法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号、別表第2 【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号、別表第二の16の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12条第1項第2号 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号、別表第二の26の項、87の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号ホ、第44条第1号ホ (以下略)	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の16の項 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第2の26の項、87の項 (以下略)	事後	
令和4年4月1日	しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	
令和6年4月1日	関連情報 5. 評価実施機関における 担当部署	保健部保健予防課	保健部生活衛生課	事後	
令和6年4月1日	関連情報 5. 評価実施機関における 担当部署 所属長の役職名	保健予防課長	生活衛生課長	事後	
令和6年4月1日	関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部保健予防課 0564-23-5082	〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部生活衛生課 0564-23-5082	事後	
令和6年4月1日	関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部保健予防課 0564-23-5082	444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部生活衛生課 0564-23-5082	事後	